

議案第1号関係

秋田都市計画区域及び河辺都市計画区域の変更（秋田県指定）

1 都市計画区域の名称

秋田都市計画区域 48,655ha

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

別添図面のとおり

3 変更しようとする理由

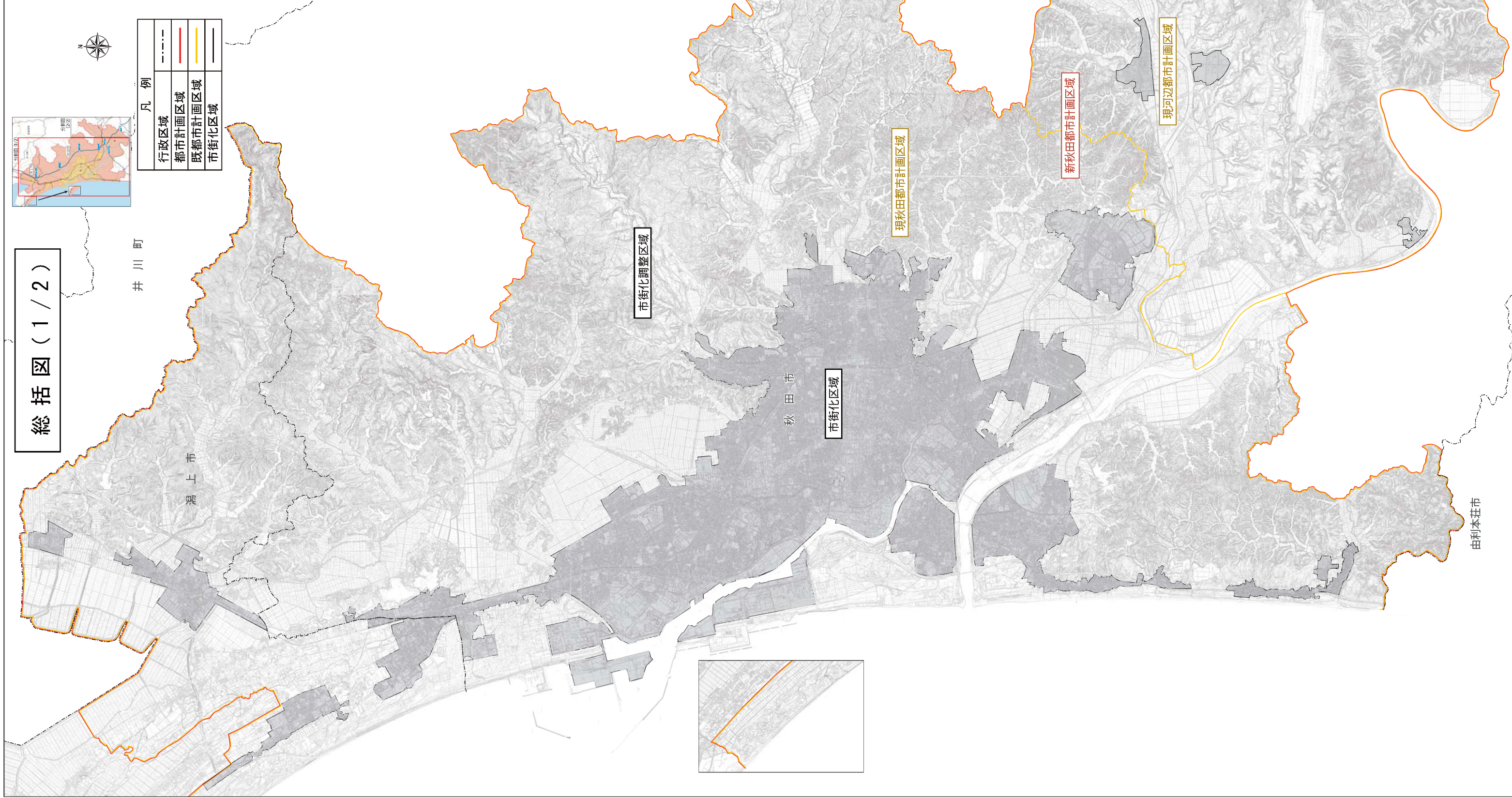
秋田都市計画区域は、秋田市の一部と潟上市の一部から構成される線引き都市計画区域で、周囲を出羽山地と日本海で囲まれており、区域内には本県最大河川である雄物川が流れている。

その豊かな自然環境のなかにあつて、県都秋田市を擁し、政治・産業経済・文化など多様な都市機能が集積する県内最大の人口集積区域でもある。

しかし、全国的に人口減少と高齢者人口の増加が進むなか、秋田都市計画区域においても例外ではなく、今後、市民生活や経済などあらゆる面から都市の持続性に影響を及ぼすことが懸念される。

また、秋田市においては、平成17年1月の市町合併に伴い、河辺地域と雄和地域の一部から構成される非線引き都市計画区域の河辺都市計画区域を有しているため、同一市域内において、土地利用規制の不均衡が生じている。

これらのことを受け、平成22年度に策定された秋田市都市計画マスタープランでは、秋田市が目指す地域拠点を核に既存の都市機能の活用・連携を強化した集約型都市構造の実現を図るため、同一の土地利用規制のもとで適切に誘導していくこととしており、引き続き区域区分制度による規制誘導を継続するとともに、河辺都市計画区域を統合することとする。



総括図(2/2)

凡例

| | |
|---------|-----|
| 行政区域 | --- |
| 都市計画区域 | — |
| 既都市計画区域 | — |
| 市街化区域 | — |

